

発行元/藤崎社会保険労務士・藤崎行政書士事務所

## 藤崎労務士事務所便り

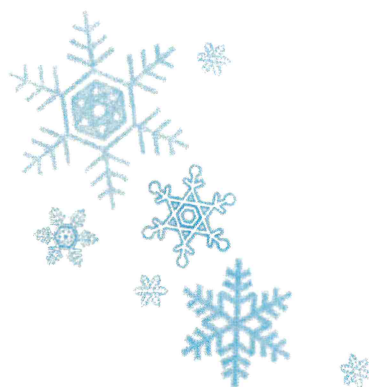
連絡先：〒892-0852

鹿児島市下竜尾町13-13 フジサキビル2F  
株式会社ダイシン/藤崎社会保険労務士事務所  
/藤崎行政書士事務所

電話：099-811-5895

FAX：099-811-5666

e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



### 2023年人事労務の主な法改正と改正への対応

#### ◆「賃金」に関する改正への対応

2023年4月1日以降、月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%となります。

就業規則等の見直しの可否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができていないか確認しておきましょう。

また、2020年4月以降賃金請求権の消滅時効期間が3年に延長されており、4月1日以降、過去3年分の賃金請求権が発生します。

賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

#### ◆「データ公表義務」への対応

2022年7月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね3カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301人以上の企業で義務化されています。

厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、4月以降、常時雇用1,000人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年1回公表が義務づけられます。

#### ◆給与のデジタル払いへの対応

近年、スマートフォンなどによる電子マネーが急速に普及していますが、2023年4月より給与を電子マネーで支払えるようになります。

労働基準法施行規則は改正されたものの、その実務は、いまだ見えない部分も多いことからデジタル払いへの対応有無も含めて今後検討していくとのことです。

デジタル払いを実施する場合には、賃金規程の改正や給与システム、申請書類などを整備していくことになります。

#### ◆雇用保険料0.2%引き上げへ

2022年12月14日厚生労働省は、雇用保険料率を現行の1.35%から1.55%に0.2%引き上げる見通しであることを明らかにしました。

具体的な引上げ時期は、2023年4月から新しい雇用保険料率が適用されることとなります。

今回の引き上げによって、労使ともに負担が増えるため、企業・従業員の双方に影響がでることが予想されます。

